普通交付税増額交付分の運用

問 工藤孝一 議員 ――

平成24年度の普通交付税の予算計上額は、臨時財政対策債を含め25億8千万円ですが、交付配分決定額は、臨時財政対策債を含め28億4千132万8千円で、2億6千132万8千円が増額となっています。

この増額分を、旧中斗美小学校再利用などの福祉拡充の財源としては如何でしょうか。所見を伺います。

工藤孝一 議員

答 林 直樹 町長 ――

本年度の普通交付税は、地域経済の活性化を図るため措置されている臨時費目において2億円ほど増額されたのに加え、畑総事業で借り入れた過疎債の元金償還開始により、公債費で1億円ほど増額となっていますが、今後、新しい小学校の安全な学校経営と環境整備のため、旧校舎等の早期解体が必要であり、その費用は全て一般財源で賄わなければなりません。

また、新たな行政需要に対応できる財源確保も必要でありますので、今年度は、決して財源に余裕があるものとは考えていません。

今年度の交付税増額が臨時費目の算定を要因としていることは、将来にわたり交付額の維持を期待できるものではありませんので、福祉施策に限らず、各施策の推進にあたっては一過性の投資のみではなく、将来の費用負担を見据えた行財政運営を進めていく必要があると考えます。

なお、旧中斗美小学校の利活用については、今後、地域との協議を踏まえた中で、建物の耐震性、立地環境などを考慮し、その方向性を検討していくこととしていますので、ご理解いただきたいと思います。

再問 工藤孝一 議員 ――

小学校の解体は、本年度予算か、補正を含め、平成25年度にかかる解体なのでしょうか。

中学校の解体も含めて伺います。

答 林 直樹 町長 ――

今定例町議会の補正予算に、小清水小学校本体及び体育館、給食センターの取り壊し費用として、1億数千万円ほど計上していますが、解体は、特別な補助制度などはありませんので、全て一般財源で賄うことになります。

中学校の現在の屋体は、平成24年度当初予算で取り壊し費用を計上済みですが、来年、校舎の建設が始まり校舎が完成すると、現在の中学校校舎を取り壊さなければなりませんので、これにも1億円くらいはかかるのではないかと思っており、小学校校舎及び中学校校舎の取り壊しには、2億数千万円程度かかるのではと思っています。

議会日誌

9月1日～10月31日

【9月】
1日 中学校同窓会設立総会
2日 小清水消防団防災訓練
6日 議会運営委員会
8日 松木けんこう国政の集い（北見市）
11日 議会運営委員会
第5回町議会定例会
12日 総務文教常任委員会
13日 敬老会
18日 経済厚生常任委員会
19日 第5旅団長着任に伴う歓迎会（美幌町）

【10月】
10日 町民育樹祭
議会運営委員会
16日 議会報編集特別委員会
23日 北網ブロック議員研修会（置戸町）
24日 総務文教常任委員会
25日 経済厚生常任委員会
29日 山口油屋福太郎北陽工場地鎮祭
30日～31日 オホーツク圏活性化期成会秋季要望（札幌市）

皆さんのご意見・ご感想をお待ちしております。

■編　集　議会報編集特別委員会
■委員長　森　浩
■副委員長　槻間 善高
■委　員　下平 正吾、髙橋 隆文、大石 誠示、工藤 孝一

記載内容については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

〒099－3698　斜里郡小清水町字小清水217番地の1　TEL 0152(62)4477 議会事務局直通

11月は、児童虐待防止推進月間です

平成24年度標語「気付くのは　あなたと地域の　心の目」

◈児童虐待とは

親または親に代わり現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達をそこなう行為をいいます。

◈しつけとの違いは？

たとえ親等がしつけと思っていても、虐待かどうかは、その行為が子どもにとって有害かどうかで判断します。

◈虐待してしまう家庭を追いつめないで見守ってください

子どもへの虐待については、虐待をしてしまう養育者の側にも、子育ての不安やいろいろな事情があり、家族全体の病ともいえ、家族全体が援助を必要としています。
周囲から養育者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題が悪化することがあります。私たちは社会全体で子どもを守っていかなければなりません。
子どもを助けたいと思う一報が子どもの命を救い、家族全体を救うのです。

◈虐待に気づいたり、次のようなことを見たり聞いたりしたら、次のお問い合わせ先までご連絡ください

「不自然な傷が多い」「叩く音や叫び声が聞こえる」「衣服や体がいつも極端に汚れている」
「車内に子どもが放置されている」「小さな子どもを置いてしょっちゅう外出している」など

相談や通告した人が誰か特定されてしまうような情報は、決して漏らしません

【お問い合わせ先】
・保健福祉課福祉係　☎（62）4473
・北海道北見児童相談所　☎ 0157（24）3498
・児童相談所全国共通ダイヤル　☎ 0570（064）000
（お住まいの地域の児童相談所におつなぎします。※ＰＨＳ・ＩＰ電話はつながりません。）

個人事業税・第2期の納期限は11月30日（金）です!!

■個人事業税は、道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、飲食店業　など	５％
第二種事業	畜産業、水産業　など	４％
第三種事業	医業、理・美容業、クリーニング業　など	５％
	あん摩・はり・きゅう業　など	３％

■オホーツク総合振興局から送付済みの納税通知書で、第１期（８月31日期限）と第２期（11月30日期限）の２回に分けて納めていただきます。それぞれの納期限までに納税してください。
※年税額が１万円以下の場合は、第１期に全額を納めていただきます。

■納税通知書は８月10日に第１期分と第２期分を合わせて送付しておりますが、第２期分を紛失された場合は、オホーツク総合振興局税務課事業税間税係へ連絡ください。

■納税についてのご相談は、オホーツク総合振興局税務課納税係へお願いします。

■道税の納税には、手続が簡単で便利な口座振替もご利用できます。

【ご連絡・お問い合わせ先】
オホーツク総合振興局税務課（網走市北７条西３丁目）
【課税に関すること】　事業税間税係　電話：0152(41)0613
【納税に関すること】　納税係　電話：0152(41)0616
○ホームページもご利用ください
・道税ホームページ　http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/
・オホーツク総合振興局税務課ホームページ　http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/